

1. ベトナム居住者への所得控除額変更など

2020年6月30日現在、外国人・ベトナム人ともに、月額900万ドンの基礎控除が認められており、被扶養者一人当たり360万ドンの扶養控除も認められていますが(個人所得税法の一部条項に係る改正法・第26/2012/QH13号・第1条)、2020年7月1日からは、基礎控除は1,100万ドン、扶養控除は440万ドンに引き上げられ、2020年の全課税期間に適用されます(国会常任委員会決議・第954/2020/UBTVQH14号)。旧法に基づき申告した2020年1月から6月分は、確定申告時に調整となります。

扶養控除対象ですが、被扶養者の年齢が労働年齢に該当する場合、原則として扶養控除は認められません。現在の労働年齢は、男性が18歳から60歳、女性が18歳から55歳ですが(労働法・第10/2012/QH13号・第187条)、2021年からの上限は、男性が60歳3ヵ月、女性が55歳4ヶ月となり、翌年以降も、男性は2028年まで毎年3ヵ月ずつ引き上げられ最終的には62歳が上限となります。女性は2035年まで毎年4ヶ月ずつ引き上げられ、最終的には60歳が上限となります(改正労働法・第45/2019/QH14号・第169条)。尚、ベトナム非居住者には、上記の所得控除制度はありません。

2. コロナウィルス流行下における原産地証明書提出期限の延長

財務省は、コロナウィルス流行により影響を受ける企業のために、通関手続きにおける支援・困難の除去を目的として、通達・第47/2020/TT-BTC号を発行しました。

輸入通関時において原産地証明書の提出が出来ない企業には、通常、申告日から30日以内に原産地証明書の提出が求められていますが(財務省通達・第38/2018/TT-BTC号・第7条)、今回の通達により、原産地証明書の有効期限内の提出へと期限が緩和されています。

当通達は、首相によるコロナウィルス流行の宣言日である2020年1月23日に遡り適用されます。

なお、日越経済連携協定(JVEPA)、日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)における原産地証明書の有効期限は、発給日から1年です。

3. 申告期日の変更

改正租税管理法・第 38/2019/QH14 号 が 2020 年 7 月 1 日に施行され、申告期日が変更されています。

①法人税

- ・予定納付: 四半期翌月 30 日にて変更はありません。
- ・確定申告: 会計年度末日から 90 日以内⇒会計年度末日から 3 か月目の末日

②個人所得税

- ・月次申告: 翌月 20 日にて変更はありません。
- 尚、月次申告は、一ヶ月当たり 5 千万ドン以上の個人所得税が発生する雇用者が対象です。
- ・四半期申告: 四半期翌月の 30 日⇒四半期翌月の末日
 - ・確定申告(源泉徴収した法人による場合): 暦年末日から 90 日⇒暦年末日から 3 か月目の末日
 - ・確定申告(ベトナム国外給与所得を有する個人による場合): 暦年末日から 90 日⇒暦年末日から 4 か月目の末日

③付加価値税

- ・月次申告: 翌月 20 日にて変更はありません。
 - ・四半期申告: 四半期翌月の 30 日⇒四半期翌月の末日
- 尚、設立初年度、及び、前年度売上高が 500 億ドン以下の企業が四半期申告対象となります。

4. コロナ渦における法人税の減税措置

2020 年 6 月 19 日、第 14 期第 9 回国会は、2020 年度の法人税減税措置を決議しました(国会決議・第 116/2020/QH14 号)。

2020 年度の収益総額が 2,000 億ドンを超えない企業の法人税額は、30 %減税されます。